



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 有害図書等の指定（青少年・児童家庭課） ..... 1
- 村営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） ..... 2
- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課） ..... 2

### 公 告

- 知事の職務代理人（秘書課） ..... 3
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 3
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了（中部土木事務所） ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了・6件（南部土木事務所） ..... 6

### 監査委員事項

- 定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表 ..... 8

## 告 示

### 沖縄県告示第361号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第1項の規定により、有害図書等を次のとおり指定する。

平成20年6月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 指定した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	号別	発行所名
雑誌	聖メイド女学院		株式会社双葉社
雑誌	インモラルフェティシズム		株式会社竹書房
雑誌	お気に召すママ		株式会社双葉社
雑誌	ムッチンぷりん		株式会社双葉社
雑誌	月刊裏モノジャパン	6月号	株式会社鉄人社
雑誌	コミックLO	6月号	株式会社茜新社
雑誌	コミックバズーカ	6月号	辰巳出版株式会社
雑誌	メンズヤング	6月号	株式会社双葉社
雑誌	セレブガールズ	vol.53	株式会社サン出版
雑誌	絶対！！美少女主義 月刊クリーム	6月号	ワイレア出版株式会社

雑誌	ベッピンスクール	5月号	株式会社ジーオーティー
雑誌	ゴクウ	6月号	メディア・クライス株式会社
雑誌	月刊メルフレ ボンバー	6月号	KKベストセラーズ
雑誌	ザ・ベストマガジン	6月号	KKベストセラーズ
雑誌	DVDヤッターネ!	6月号	株式会社MCプレス
雑誌	月刊メルフレ ボンバー スーパーレディ	6月号 増刊	KKベストセラーズ
雑誌	月刊ザ・ベストオリジナル	6月号	KKベストセラーズ
雑誌	ドープ	6月号	KKベストセラーズ
雑誌	ゲッチュ	6月号	若生出版株式会社
雑誌	DVDアイドル裏JAPAN海賊版		株式会社メディアソフト

- 2 指定する理由 図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

#### 沖縄県告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、渡嘉敷村長から協議のあった渡嘉敷地区土地改良事業（農用地保全）の施行について、平成20年5月30日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年6月13日

沖縄県知事 仲井真弘多

- 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成20年6月16日から同年7月11日まで
- 縦覧に供する場所 渡嘉敷村役場
- その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

#### 沖縄県告示第363号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成20年6月13日から同年7月3日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県中部農林土木事務所及び沖縄市役所において縦覧に供する。

平成20年6月13日

沖縄県知事 仲井真弘多

- 出願書受理年月日 平成20年3月12日
- 出願の概要
  - 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
    - 出願人 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
    - 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井真弘多
  - 埋立区域
    - 位置 沖縄県沖縄市泡瀬一丁目1682番の地先公有水面
    - 区域 次の各点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平

成19年の秋分の満潮位（DL+2.40メートル）における公有水面と既設用地護岸との境界線、⑧の地点から⑫の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位（DL+2.40メートル）における公有水面と沖縄市泡瀬一丁目1682番との境界線及び①の地点と⑫の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位（DL+2.40メートル）における公有水面と既設用地護岸との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点安11泡瀬（北緯26度19分21秒0405、東経127度50分13秒5339）から299度24分18秒27.43メートルの地点

②の地点 ①の地点から21度06分20秒79.89メートルの地点

③の地点 ②の地点から111度03分56秒1.87メートルの地点

④の地点 ③の地点から21度11分53秒1.35メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から111度24分09秒150.46メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から201度24分11秒6.29メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から291度24分11秒1.56メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から201度29分37秒6.45メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から291度52分16秒141.22メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から201度18分52秒68.35メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から288度00分37秒5.90メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から259度12分22秒1.81メートルの地点

ウ 面積 2,479.36平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 沖縄県沖縄市泡瀬一丁目1682番、1683番1、9番18、9番19、9番20、164番4、62番2に接する無知番地、62番、62番2、62番3、62番4、1番及び1番2の地内並びに同市泡瀬一丁目1682番及び62番2の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次直線で結んだ線及び④の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

④の地点 四等三角点安11泡瀬（北緯26度19分21秒0405、東経127度50分13秒5339）から268度01分09秒401.78メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から20度50分27秒397.44メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から111度51分47秒547.98メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から201度24分11秒189.27メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から291度23分35秒184.70メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から201度06分56秒202.97メートルの地点

ウ 面積 178,130.07平方メートル

(4) 埋立地の用途 漁港施設用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

## 公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成20年6月16日から同月19日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事仲里全輝が代理する。

平成20年6月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県文化環境部県民生活課において、平成20年8月2日まで縦覧に供する。

平成20年6月13日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成20年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ゆくいの杜
- 3 代表者の氏名 藤野満洲蔵
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市大山二丁目15番11号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、誰もが自然と向き合い、森の生態や環境、資源の循環システムを学び取れるフィールド・環境づくりを行い、地域の活性化につながる事業・プログラムを構成し「水」と「緑」と「文化」の保護・継承をテーマに活動・普及を展開することにより、沖縄県における環境問題や地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成20年6月13日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1(1) 処分をした年月日 平成20年6月2日
- (2) 商号名 眞雄組
- (3) 代表者名 眞境名武雄
- (4) 所在地 那覇市首里石嶺町2丁目198番25号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-17）第9860号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成20年4月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成20年6月2日
- (2) 商号名 玉弘組
- (3) 代表者名 玉城俊弘
- (4) 所在地 沖縄市泡瀬二丁目19番7号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第10331号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成20年4月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成20年6月2日
- (2) 商号名 有限会社司工務店
- (3) 代表者名 仲村まゆみ
- (4) 所在地 沖縄市登川二丁目28番25号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第10212号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成20年4月9日付けで、建設業法第12条に基づき内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成20年6月2日
- (2) 商号名 久田組
- (3) 代表者名 久田友孝
- (4) 所在地 うるま市字赤道359番地の1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第1470号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成20年4月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成20年6月2日
- (2) 商号名 株式会社三友設備
- (3) 代表者名 松村大三

- (4) 所在地 浦添市城間四丁目1番9の103号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-16)第4118号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成20年4月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成20年6月2日  
(2) 商号名 株式会社三和建设  
(3) 代表者名 金城照政  
(4) 所在地 豊見城市字平良81番地の1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第6740号、沖縄県知事 許可(般-18)第6740号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成20年4月15日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成20年6月2日  
(2) 商号名 株式会社喝建設  
(3) 代表者名 新垣宣信  
(4) 所在地 沖縄市泡瀬四丁目37番18号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19)第2089号、沖縄県知事 許可(般-19)第2089号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成20年4月15日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成20年6月2日  
(2) 商号名 株式会社南西工業  
(3) 代表者名 通事則夫  
(4) 所在地 石垣市字真栄里93番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-16)第4号、沖縄県知事 許可(般-16)第4号、沖縄県知事 許可(特-18)第4号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成20年4月16日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成20年6月2日  
(2) 商号名 株式会社山城電気  
(3) 代表者名 山城勝則  
(4) 所在地 那覇市字仲井真205番地の2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-17)第2713号、沖縄県知事 許可(般-17)第2713号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成20年4月21日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成20年6月2日  
(2) 商号名 有限会社藏盛建設  
(3) 代表者名 藏盛一夫  
(4) 所在地 与那国町字与那国153番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第4837号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成20年4月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

- 11(1) 処分をした年月日 平成20年6月2日  
(2) 商号名 合資会社東栄建設  
(3) 代表者名 花城清健  
(4) 所在地 東村字有銘560番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第1655号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成20年4月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成20年6月2日  
(2) 商号名 有限会社大日建設  
(3) 代表者名 安富祖晃  
(4) 所在地 恩納村字山田2427番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19)第6995号、沖縄県知事 許可(般-19)第6995号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成20年4月25日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成20年6月2日  
(2) 商号名 株式会社鏡和建设  
(3) 代表者名 新里哲生  
(4) 所在地 豊見城市字豊見城985番地の2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-17)第6291号、沖縄県知事 許可(般-17)第6291号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成20年4月25日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年6月13日

沖縄県中部土木事務所長 福地 貞夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年3月19日 沖縄県指令中土第986号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字津覇514番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字当間968番地ヴィレッジ中城102 仲地剛、中城村字当間968番地ヴィレッジ中城102 仲地里美
- 5 検査済証番号 平成20年5月12日 C第25号
- 6 工事完了年月日 平成20年4月23日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 赤嶺 正廣

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年8月21日 沖縄県指令南土第180号、平成20年4月24日 沖縄県指令南土第424号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里634番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字照屋1272番地1 ネクストコートみなみ401号 上原司、糸満市字照屋1272番地1 ネクストコートみなみ401号 上原あやの

- 5 検査済証番号 平成20年5月15日 N第109号
- 6 工事完了年月日 平成20年5月10日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 赤 嶺 正 廣

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年11月30日 沖縄県指令南土第286号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根1344番11
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字兼城476番地の2 金城篤志
- 5 検査済証番号 平成20年5月15日 N第110号
- 6 工事完了年月日 平成20年5月12日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 赤 嶺 正 廣

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年7月5日 沖縄県指令南土第139号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市佐敷字兼久13番7及び13番18
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字上与那原445番地藤ハイツ402 宮里勇志朗
- 5 検査済証番号 平成20年5月22日 N第111号
- 6 工事完了年月日 平成20年5月9日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 赤 嶺 正 廣

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年6月15日 沖縄県指令南土第112号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字田頭102番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地196番地の1ハイツ運天102号 宮城弘
- 5 検査済証番号 平成20年5月23日 N第112号
- 6 工事完了年月日 平成20年5月20日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 赤 嶺 正 廣

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年4月30日 沖縄県指令南土第82号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安318番4及び318番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字我那覇502番地リッチボックスビル401号 賀数樹
- 5 検査済証番号 平成20年5月26日 N第113号

6 工事完了年月日 平成20年4月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成20年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 赤 嶺 正 廣

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年11月20日 沖縄県指令南土第273号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根93番12、93番17及び93番22
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北大東村字南79番地 奥山昌夫
- 5 検査済証番号 平成20年6月2日 N第114号
- 6 工事完了年月日 平成20年4月19日

## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員公表第3号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から平成20年3月31日付けで通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年6月13日

沖縄県監査委員 太 田 守 胤  
 沖縄県監査委員 鈴 木 啓 子  
 沖縄県監査委員 兼 城 賢 次  
 沖縄県監査委員 糸 洲 朝 則

### 第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

（平成18年度監査結果報告分）

#### 1 県税収納率の向上に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 県税の収納状況は次のとおりで、収納率は前年度に比べ0.7ポイント上回っている。しかし、収入未済が多額となっているので、引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成18年度	101,630,690,655円	97,250,041,236円	575,268,535円	3,809,072,878円	95.7%
平成17年度	92,545,180,672円	87,932,500,351円	351,655,787円	4,269,082,692円	95.0%
対前年度比	109.8%	110.6%	163.6%	89.2%	-

- (2) 講じた改善措置の概要 新たな徴収対策として、個人県民税徴収強化を図るため市町村との短期併任制や自動車税におけるコンビニ収納を導入したほか、インターネット公売を実施した。

さらに、広報活動の強化、タイヤロックの実施、滞納者の実情に即した滞納整理の展開など、徴収対策の充実を図ることにより、徴収率の向上に努めた。

（総務部税務課、各県税事務所、両支庁県税課）

#### 2 調定事務が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容 道路占用料等の収入について、前年度から引き続き占用料を徴収するものについては4月30日までに徴収すべきであるが、徴収事務が著しく遅れていた。
- (2) 講じた改善措置の概要 今後は、沖縄県財務規則に基づいて適切な執行に努める。

（八重山支庁土木建築課）

## 3 給与が過・不足払いとなっていたもの

- (1) 指摘の内容 扶養手当の支給に当たって、配偶者の所得状況の確認が十分でなかったため、531,380円が過払いとなっていた。
- (2) 講じた改善措置の概要 指摘後は正した。今後は、関係規則等に基づいた適正な事務処理に努める。  
(宮古支庁宮古家畜保健衛生所)

## 4 契約方法等について改善を要するもの

- (1) 指摘の内容 焼却炉燃料用重油の購入契約について、随意契約を締結しているが、競争入札に付すよう改善する必要がある。また、契約に当たっては、沖縄県財務規則に基づく予定価格調書が作成されていなかった。
- (2) 講じた改善措置の概要 平成20年度から、予定価格調書の作成及び指名競争入札を実施した。  
(八重山支庁八重山家畜保健衛生所)

## 5 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等	304,354,247円	66.8%	2.8%
生活保護返納金	26,519,116円	79.1%	43.5%

## (2) 講じた改善措置の概要

ア 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等については、「沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアル」に基づき、滞納状況に応じた個別的な償還活動を推進することにより、収入未済の発生防止に努めている。

債権管理の徹底と償還率の向上のため、平成19年度より貸付償還事務システムによる債権管理を開始し、借受人にとって利便性の高い口座振替による納付を導入した。

(福祉保健部青少年・児童家庭課、各福祉保健所)

イ 生活保護返納金については、未納者リストを活用し、ケースワーカーが生活保護世帯の定期訪問時に分納指導や督促を行っている。

(南部福祉保健所)

## 6 授業料の免除及び減額の決定に係る事務処理が遅いもの

- (1) 指摘の内容 沖縄県立看護大学の授業料の免除又は減額の決定は、沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則第6条で、知事は、当該申請書の送付を受けたときは、速やかにその可否を決定し、その旨を学長を経て申請者に通知するとなっているが、6ヶ月以上の期間を要していた。
- (2) 講じた改善措置の概要 減免の処理を迅速に行うため「授業料減免申請の基本処理方針」を作成した。

平成19年度分については、前期分は学生から4月に申請書を受理した後8月7日に減免決定し、後期分は10月に申請書受理後12月26日に減免決定した。

(福祉保健部看護大学)

## 7 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	88,933,000円	55.1%	3.9%
違約金及び延納利息	2,567,887円	42.2%	35.7%

- (2) 講じた改善措置の概要 延滞の発生防止及び未収金の早期回収を図るため、「沿岸漁業改善資金債権管理要領」に基づき、収入未済額の回収に取り組んでいる。

具体的には、漁業協同組合及び水産業改良普及センターと連携し滞納者の状況把握に努め、借受者及び連帯保証人に対して電話、督促状の送付及び面談の実施による支払督促を行った。

(農林水産部水産課)

8 債権の管理が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容 中央卸売市場施設使用料等の徴収に当たり、沖縄県財務規則の規定に基づく督促状の発行が著しく遅延していた。
- (2) 講じた改善措置の概要 納入期限内に納めてもらえない施設使用料及び実費徴収金については、沖縄県財務規則に基づき督促状を送付した。  
 今後は、同財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。

(農林水産部中央卸売市場)

9 通信運搬費の執行に適正を欠くもの

- (1) 指摘の内容 必要以上の切手の保有があり、毎年度持ち越されていた。
- (2) 講じた改善措置の概要 速達や重量の重い郵便物の送付に使用した。今後は、適正な切手の管理を行う。

(農林水産部北部農林土木事務所)

10 公共用財産の管理が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容 海岸保全施設工事等の施行により取得した土地は、国に帰属するものであるが、県有財産として登録されていた。
- (2) 講じた改善措置の概要 県知事から、本来所有者となるべき国へ更正登記を行い、公有財産台帳から抹消した。今後は、海岸保全区域台帳に登載して適正な管理を行う。

(農林水産部農村整備課)

11 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 多額の収入未済が生じているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入	3,440,092,415円	69.7%	4.3%
違約金及び延滞利息	61,558,857円	88.7%	△0.2%

- (2) 講じた改善措置の概要 収入未済額の圧縮を図るため、高度化資金及び設備近代化資金の借受人及び連帯保証人に対し、訪問等による督促を行うとともに診断・指導助言等を行い経営改善を促し、未収金の回収と新たな未収金の発生防止に努めている。

(観光商工部経営金融課)

12 支払遅延により不経済支出となっていたもの

- (1) 指摘の内容 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの電気料の支払いが早取期限日より遅れたため、遅収加算額55,462円が不経済支出となっていた。
- (2) 講じた改善措置の概要 電気料金等で、期限の決まっている定期的支出については、支払い期限の再確認を行うよう徹底し、今後は、適正な事務処理を行う。

(観光商工部新産業振興課)

13 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 県営住宅は平成18年度から指定管理者の管理に移行している。収入未済額は前年度より減少しているが、まだ多額にのぼっており、引き続き徴収率の向上が図れるよう指定管理者の指導・連携に努める必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	814,568,605円	14.9%	△4.9%

- (2) 講じた改善措置の概要 指定管理者においては、滞納1ヶ月以上からの電話督促や訪問を実施し、滞

納額が少額のうちに措置を講じる等の対策を行っている。

また、県においては、長期滞納者に対する法的措置（明け渡し訴訟の提起 平成19年度63件）を実施し、収納率の向上に努めた。

今後とも指定管理者との連携を密にし、なお一層収入未済額の圧縮を図る。

（土木建築部住宅課）

14 港湾施設の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容 港湾施設の使用許可申請手続がなされないまま、コンテナ置き場として使用させている事例等があり、管理上適正を欠いている。

(2) 講じた改善措置の概要 今後は、港湾管理条例に基づき適正な使用許可を行う。

（土木建築部中城港湾建設事務所）

15 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 平成18年度末における医業未収金（個人負担分）は1,860,136,517円となっており、前年度末より8.2パーセント増加していた。未収金の発生防止及び早期回収等について一層の努力を要する。

(2) 講じた改善措置の概要 未収金対策については、診療費未納対策マニュアルの周知や、院内各部門の連携を強化することにより発生防止と早期回収に努め、現年度分については、平成20年2月末時点で前年同月に比べ1億1,056万円の減少となった。

また、一定の条件を満たす債務者に対しては、裁判所へ「支払督促」を申し立てており、悪質と認められる債務者については、債権差押えを行うなど回収強化に努めている。

さらに、一部債権については、民間の債権回収業者と委託契約を締結し、未収金回収を行っている。

（病院事業局県立病院課、各県立病院）

16 給与が過・不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容 扶養手当の支給に当たって、支給要件の確認が十分でなかったため、扶養手当、期末手当等が過払いとなっているが、本人からの届出がなされていないため、返納額の確定ができない状況になっている。本人への督促を行い速やかに処理する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要 当該職員より関係書類を徴収し確認した結果、平成17年度及び平成18年度で総額270,750円の扶養手当等の過払いがあり、平成21年1月完済で分割返済してもらうことで当該職員と調整した。

（病院事業局南部医療センター・こども医療センター）

17 診療報酬請求事務について努力を要するもの

(1) 指摘の内容 レセプトの過誤による返戻状況は、平成14年度の0.96パーセントから平成17年度の0.62パーセントまで遞減傾向で推移していたが、平成18年度は0.77パーセントで前年度に比べ、0.15パーセント増加している。引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 外来受診時の保険証確認、入院中患者の月初めの保険証確認の徹底により資格喪失等基本的事項の確認誤りを防止する。

イ 保険入力データについて職員の重複チェックを行う。

ウ レセプト関係部署職員参加による勉強会の強化

エ 県立病院課の適正収益確保チームによる改善指導等の対策を引き続き実施することにより、改善に努める。

（病院事業局県立病院課、各県立病院）

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

（平成18年度監査結果報告分）

1 契約事務に改善を要するもの

(1) 指摘の内容 社団法人沖縄県トラック協会では、ノートパソコン17台を2,822,000円で購入していたが、契約書が作成されていなかった。同協会の会計規程によると、100万円を超える契約を結ぼうとするときは、契約書を作成しなければならないこととされている。

今後は、会計規程に基づいて適正な会計処理を行う必要がある。

（企画部所管）

(2) 講じた改善措置の概要 今後は会計規程に基づき適正な会計処理を行う。

(社団法人沖縄県トラック協会)

2 会計事務等に改善を要するもの

(1) 指摘の内容 財団法人沖縄県セルフセンターでは、適切でない事務処理が次のとおりあったので、今後は是正する必要がある。

ア 会計規程によると、金銭の支払いをしようとするときは請求書を添付した支出伺に基づく伝票により行うことが必要であるが、なされていないものがあった。

また、50万円を超える契約については、契約書を作成することになっているが、契約書が作成されていないものがあった。

イ 決裁規程によると、1件50万円を超える物件の取得、処分等を行う場合は理事長の決裁事項となっているが、決裁がされていなかった。

(福祉保健部所管)

(2) 講じた改善措置の概要 今後は、事務のチェック体制を強化するとともに、関係規程等に基づき適正に執行する。

(財団法人沖縄県セルフセンター)

3 県補助金が過大交付となっていたもの

(1) 指摘の内容 医療法人へいあんに対し、精神障害者社会復帰施設運営費補助金75,061,000円を交付しているが、補助対象経費の算定を誤ったため、3,087,000円が過大交付となっていた。

今後は、補助対象経費の算定に当たって、留意が必要である。

(福祉保健部所管)

(2) 講じた改善措置の概要 過大交付となった補助金の全額を、平成19年12月に返還した。今後は、このような事態が生じないように十分な審査・確認を行い適正な事務処理を行う。

(医療法人へいあん)

第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(平成18年度監査結果報告分)

1 生産物台帳の整備について

(1) 指摘の内容 日々生産され払下げられる生産物については、生産物台帳等の事務負担が大きいので、現場の実情等を勘案し、その事務改善に向けて検討する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要 比較的短期間で変質・腐敗するような生産物や日々生産され処分される生産物については、沖縄県財務規則第166条第1項第9号の規定に基づき、生産物台帳への登記を省略し、生産物取扱要領に新たな様式(生産物報告書兼処分伺)を設けて、生産物の報告と処分の手続を同時に決裁できるよう改善した。

(教育庁各農林高校)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円